

小売電気事業者に関する今後の対応について

2022年12月5日（月）

第399回 電力・ガス取引監視等委員会

事務局提出資料



電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

本資料について

- 小売電気事業者の撤退等が増加している中、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るため、本年7月以降、制度設計専門会合において、必要な対応について議論してきた。
- 具体的には、小売電気事業の①事業開始時、②事業開始後、③事業撤退時の3段階について、事業運営の状況に関するセルフチェック・定期報告の仕組み（リスクチェック）や、事業撤退時の適切な周知期間の在り方などを検討してきた。
- 本資料は、これらの検討内容を取りまとめたものである。

①検討の背景

②「事業開始時」に関する論点

③「事業開始後」に関する論点

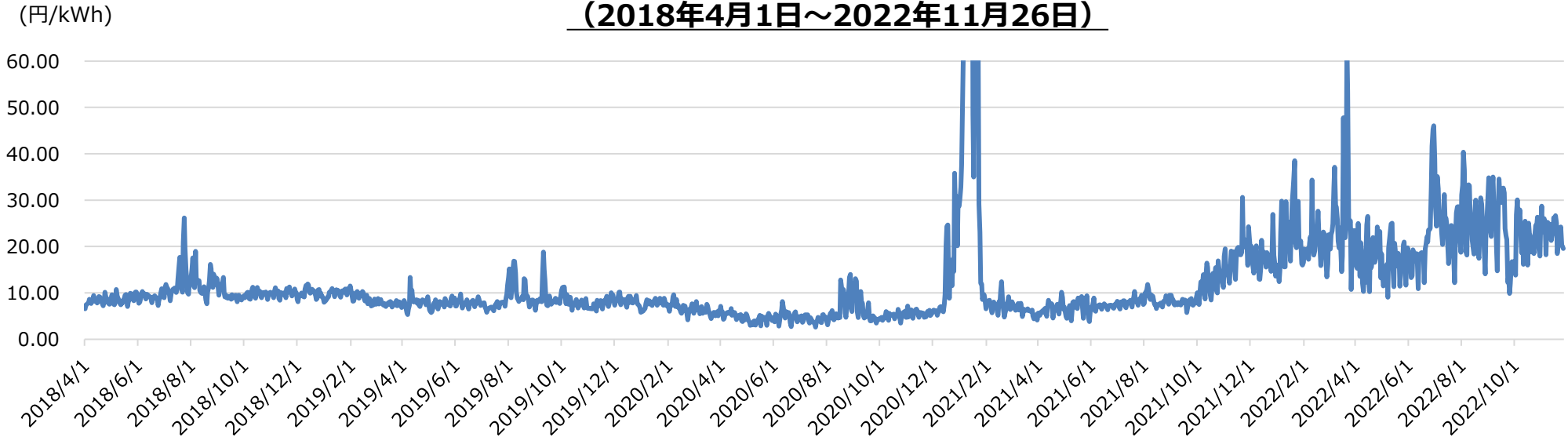
④「事業撤退時」に関する論点

⑤参考資料

スポット市場価格の推移

- システムプライスの1日平均価格は、2020年冬の高騰まで10円/kWh前後で推移していたが、足元では20円/kWhの水準で推移。また、今年度においても、最高値が100円/kWhを記録したコマがあったところ。

スポット市場 システムプライスの1日（48コマ）平均価格
(2018年4月1日～2022年11月26日)



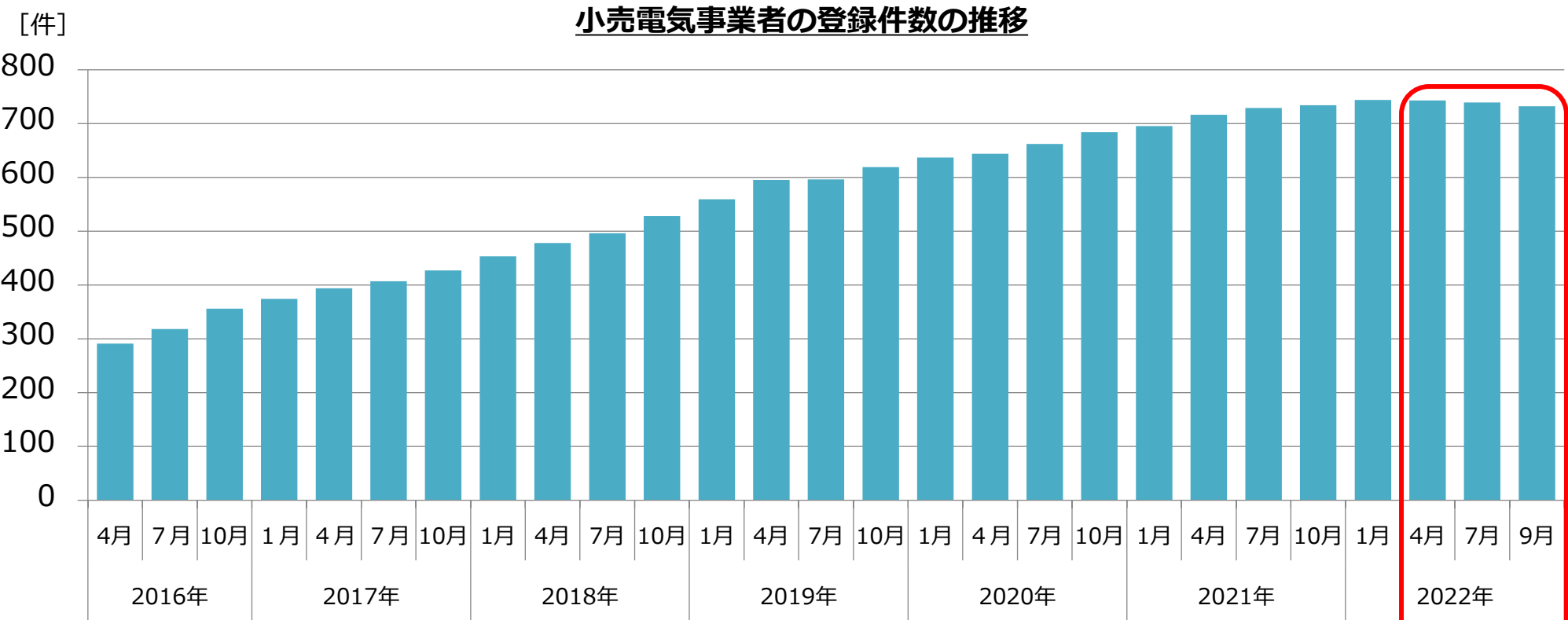
(参考) システムプライス平均値

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (～11/26)
システムプライス平均値	9.8	7.9	11.2	13.5	21.9
システムプライス最高値	75.0	60.0	251.0	80.0	100.0

※：日本卸電力取引所（JEPX）のHPより事務局作成。システムプライス最高値はコマ別の最高価格を記載。

小売電気事業者の登録件数の推移

- 2022年9月末時点で小売電気事業者の登録件数は732者。
- 2022年1月まで登録件数は増加傾向にあったが、足元では減少に転じている。



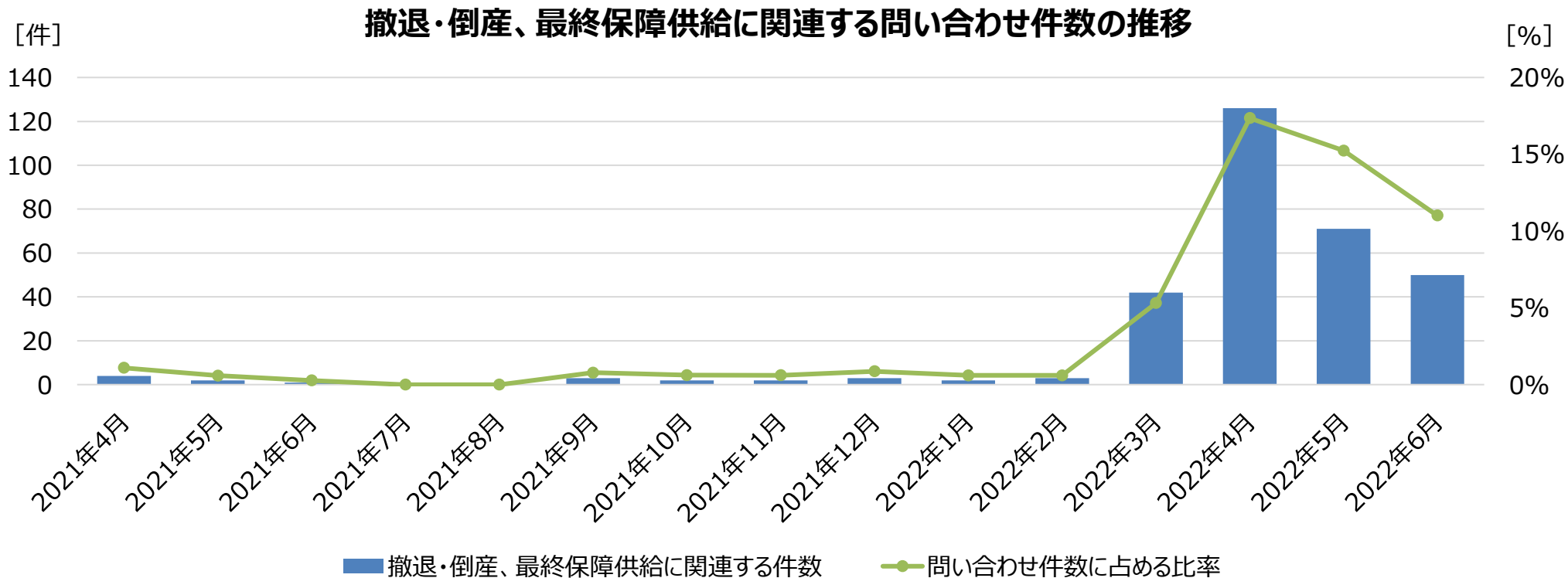
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	9月
登録件数	291	318	356	374	394	407	427	453	478	496	528	559	595	596	619	637	644	662	684	695	716	729	734	744	743	739	732
登録件数の増減	-	+27	+38	+18	+20	+13	+20	+26	+25	+18	+32	+31	+36	+1	+23	+18	+7	+18	+22	+11	+21	+13	+5	+10	▲1	▲4	▲7

※件数はすべて、月末時点の件数。

撤退・倒産、最終保障供給に関連する問い合わせ件数

2022年7月26日
第75回 制度設計専門会合
資料8より抜粋

- 2021年4月以降、当事務局相談窓口にお問い合わせがあった案件のうち、撤退・倒産、最終保障供給に関連する件数（※）の推移は以下のとおり。
- 新電力の倒産や特別高圧・高圧の一部撤退の影響もあり、2022年3月頃から撤退・倒産、最終保障供給に関する問い合わせが増加。



（※）相談窓口にお問い合わせがあった案件のうち、「終了」「倒産」「撤退」「停止」「最終保障供給」にかかるご相談を事務局で集計。

インバランス料金・託送料金の未払いに伴う社会的な影響

2022年7月26日
第75回 制度設計専門会合
資料8より抜粋

- 小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために結んでいる託送契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、**その未納額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況（その金額の多くはインバランス料金）。**
- 一般送配電事業者は、小売電気事業者との託送契約について、約款上、インバランス料金等の未払いを理由として解約することができる。
- もっとも、**現行の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3ヶ月程度の期間が必要**となり、その結果、**大規模のインバランスになるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く需要家の負担を招くことになりかねない。**
- なお、**一般送配電事業者は、約款上、大規模なインバランスを発生させていることを理由として託送契約を解約することができるが、これまでの運用上、これを理由とした解約はなされてこなかったところ。**

- 小売電気事業者間での公正な競争の結果、事業者の撤退等は発生しうる。
- 一方で、需要家の保護や社会的負担の抑制を図ることは重要。そのため、①事業開始時点から事業上のリスク管理の実施を求めるとともに、②事業開始後も、定期的にリスクを分析し、事業の持続可能性を事業者自らが確認していくこと、③事業の継続が困難な兆候が現れた場合には、需要家への丁寧な周知や支払い困難な費用の増大防止など、円滑な撤退を促していくこと、が必要ではないか。
- そのため、例えば、以下のような点について、今秋中をメドに検討を進めてはどうか。
 - ①：小売登録審査において、市場リスク等の分析や、必要な対策の実施を求めること。
 - ②：小売電気事業者が、自らの事業の持続可能性を定期的に確認すること。
また、その確認状況について、国が適切にモニタリングすること。
 - ③－1：小売電気事業から撤退する場合に、十分な周知期間を確保するなど需要家に丁寧な対応をとるよう、小売営業GL等を通じて小売電気事業者に求めること。
 - ③－2：インバランス料金や託送料金の大規模な未払い等を防止し、社会的負担の抑制を図る観点から、一般送配電事業者による適切な解約に向けた運用の整理等を行うこと。
- なお、海外でのストレステストに関する取組状況についても、今後更に調査を進める予定。

①検討の背景

①「事業開始時」に関する論点

②「事業開始後」に関する論点

③「事業撤退時」に関する論点

④参考資料

【参考】小売登録審査の現状

- 自由化が進められた小売電気事業については、公正な競争の結果、小売電気事業者の撤退等は発生しうる。そのため、仮に事業者の撤退等が発生しても、一般送配電事業者からの送電が直ちに停止することはない等の仕組みとすることによって、需要家保護を図ってきた。
- 一方で、**登録後、短期間に事業継続に深刻な支障が生ずることとなれば、登録制度そのものの信頼性が損なわれ、小売市場に混乱をきたすおそれがある。**
- そのため、小売登録審査においては、電気の使用者の利益の保護の観点から、財務の健全性について一定の確認を行うため、決算書類の提出を求めてきたところ。
- 決算書類の確認にあたっては、**明らかに短期間に事業継続が困難になることが無いかといった点を重視**し、電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者に該当するか否かを総合的に判断している。

【参考】小売登録審査に関する今後の方向性

2022年8月30日 第76回 制度設計専門会合
資料3を事務局にて一部加工

- これまでの審査では、主に短期的な事業継続性の確認に焦点を当ててきた。一方で、唐突な事業撤退による需要家への影響を抑制するためには、**持続可能な事業運営**を行っていくことも重要である。
- 近年、電力市場価格の高騰や、価格変動の顕著化など、持続可能な事業運営を行うことの難しさが顕在化してきているところ。
- そのため、審査では、短期のみならず、**中期的な事業継続性**についても、申請者に説明を求めている。具体的には、**資金見通しを含めた「事業計画」の提出**を求め、当該計画の作成プロセスを通じ、**市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促す**こととしてはどうか。
- リスク管理体制の構築にあたっては、例えば、以下のように、**リスク要因・対策・KPI等の整理を求める**ことも一案ではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI
①	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める先物取引等でヘッジされていない比率を一定割合以下とする。	● 先物取引等でヘッジされていない比率を〇%以下とする。
...	...	...	...

- また、審査において提出を求める資料等については、今後の小売登録審査の状況等を踏まえて、**柔軟に見直す**こととしてはどうか。

- 小売登録申請を行う者に対し、市場リスク等の分析やリスク管理体制の構築等を促すため、以下のとおり、「**①事業上のリスク要因、②対策、③KPI**」を整理した様式の提出を求めています。
- 当該様式は、「**申請者に対し、自らリスク分析・管理を行うよう促す**」という趣旨を踏まえ、**原則自由記載**とするが、あわせて、**最低限記載すべき事項を提示**することとしてはどうか。
- 具体的には、小売電気事業における一般的かつ重要なリスクである「**①電力調達価格の変動、②インバランスの発生、③小売電気事業者間での競争**」については、最低限、対策及びKPIの記載を求めています。

【参考】「リスク分析・管理に関する様式」のイメージ

No.	事業上のリスク要因	リスク要因への対策	対策に関するKPI
①	電力調達価格の変動	...	...
②	インバランスの発生	...	...
③	小売電気事業者間での競争	...	...
④	...	...	...
...	...	...	...

赤枠内は自由記載

- その上で、上記の「リスク分析・管理」の検討結果を踏まえて、その結果を反映した「**事業計画**」の**提出**も求めています。当該計画は自由記載であるものの、申請者に対し中期的な事業継続性の説明を求めるという趣旨を踏まえ、形式要件として「**3年間**」の計画としてはどうか。

①検討の背景

①「事業開始時」に関する論点

②「事業開始後」に関する論点

③「事業撤退時」に関する論点

④参考資料

【参考】小売実態調査（リスクマネジメント）

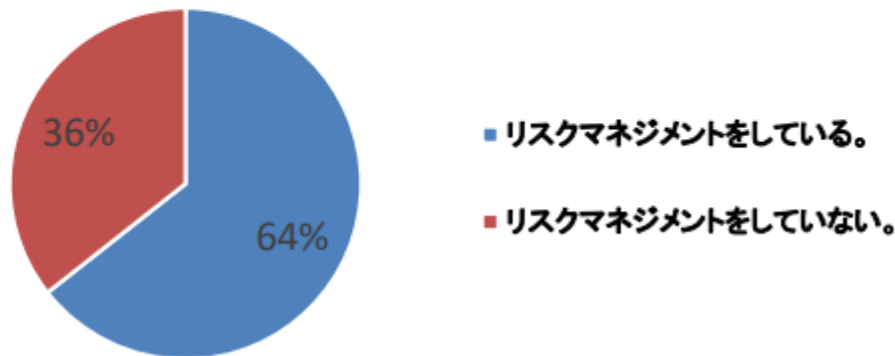
2022年8月30日 第76回 制度設計専門会合
資料3を事務局にて一部加工

- 資源エネルギー庁が実施したアンケート結果によると、3分の1を超える事業者が、自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないようなリスクマネジメントを行っていない。
- 一方で、世界的な燃料価格高騰を背景に、スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、リスクマネジメントの重要性は高まっていると考えられる。

2022年4月26日 電力・ガス基本政策小委員会 資料3-3より抜粋

【Q10-1】自社の資産等の経営体力を上回るリスクを取らないようなリスクマネジメントを行っているか、当てはまる選択肢の回答欄に○を記載してください。

【回答数】219社



【参考】事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性①

2022年8月30日
第76回 制度設計専門会合
資料3を事務局にて一部配付

- スポット市場価格の高騰など、事業リスクが高まっている中で、小売電気事業者に対し、持続可能な事業運営を促していくことが重要である。
- また、唐突な事業撤退等による需要家への影響を抑制するため、国が事業運営の状況を適切に把握するための仕組みも必要である。
- これを踏まえ、事業者が、事業運営の状況についてセルフチェックするきっかけとするため、**「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」を国に報告**することとしてはどうか。
- 具体的には、「資金の概況」において、例えば、現預金残高に着目し、売上高との比較等を通じて、現預金の確保状況等を確認し、必要に応じて対策を講じる、といった効果が期待されるのではないか。
- また、「リスク管理体制の運用状況」において、例えば、以下のように、リスク要因・対策・KPI等の他、KPIの達成状況等も記載することで、リスク管理体制を確認するきっかけとなることが期待されるのではないか。

No.	リスク要因	対策	KPI	KPIの達成状況
①	● 調達価格の変動リスク	● 年間調達電力量合計に占める先物取引等でヘッジされていない比率を一定割合以下とする。	● 先物取引等でヘッジされていない比率を〇%以下とする。	● 達成 (先物取引等の割合：△%)
...	...	...	...	...

【参考】事業開始後のモニタリング等に関する今後の方向性②

2022年8月30日
第76回 制度設計専門会合
資料3を事務局にて一部加工

- 上記の「資金の概況」や「リスク管理体制の運用状況」の報告を求める場合は、報告対象や頻度等について、実務を踏まえつつ検討を進めることが必要である。
- また、上記報告を通じたセルフチェックの実効性を高めるため、国がモニタリングを行うことが重要である。
- モニタリング対象や方法等は、報告内容や事業規模等を踏まえて決定することとし、効果的・効率的にモニタリングを行うことが必要ではないか。また、モニタリングにおいては、例えば、「KPIの設定根拠」や「KPIの達成状況に関する根拠」等について説明を求めることで、事業者によるセルフチェックの実効性を高めることに主眼を置いてはどうか。
- さらに、モニタリングを通じ、唐突な事業撤退等の予兆が見られた場合には、報告徴収等を実施し、需要家への影響の抑制策の検討等を求めることとしてはどうか。
- なお、英国では、小売電気事業の許可を取得した事業者に対するモニタリング手法として、リスクシナリオを用いた「ストレステスト」の導入が進められているが、その手法は発展途上である。また、英国においては、事業者撤退時の需要家の受け皿を、政府が予め指定する制度（ラストリゾート指令）が設けられているなど、我が国の電力市場制度とは設計思想が大きく異なる点にも留意が必要である。

セルフチェック・定期報告の内容①（リスク管理体制の運用状況）

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- 「リスク管理体制の運用状況」については、小売登録審査で提出を求める「リスク分析・管理に関する様式」と同様（※）とし、当該様式に「KPIの達成状況」を追加してはどうか。

（※）「電力調達価格の変動」、「インバランスの発生」及び「小売電気事業者間での競争」については、最低限記載を求める。

- その上で、本件は、組織体制に関わることであることから、年1回の頻度で定期的にセルフチェックし、電力取引報の一部として国に報告することとしてはどうか。

【参考】「リスク管理体制の運用状況」に関する報告様式のイメージ

No.	事業上のリスク要因	リスク要因への対策	対策に関するKPI	KPIの達成状況
①	電力調達価格の変動	...	...	...
②	インバランスの発生	...	...	...
③	小売電気事業者間での競争	...	...	...
④	...	...	...	...
...	...	...	...	...

赤枠内は自由記載

セルフチェック・定期報告の内容②（資金の概況）

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- **「資金の概況」**については、比較的短期の現預金の確保状況等をセルフチェックすることが目的であることから、以下のとおり、**四半期に1回の頻度**で、**「過去3ヶ月と今後3ヶ月」の現預金残高の見通し等を記載し、電力取引報の一部として国に報告**することとしてはどうか。
- なお、小売電気事業以外の事業を兼業している事業者が多く存在しているが、「資金の概況」では、**原則、小売電気事業単体での現預金残高の見通しを記載**することとしてはどうか。

【参考】「資金の概況」に関する報告様式のイメージ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
① 月間電力販売額	100	100	100	100	100	100
② 月末の現預金残高 (小売電気事業単体での数値(※1))	30	25	35	20	10	5
③ ②／①(※2)	0.3	0.25	0.35	0.2	0.1	0.05
④ インバランス支払額 (速報値でも可。BG内で按分(※3)も可。)	10	15	5	25	50	40
⑤ ④／①(※4)	0.1	0.15	0.05	0.25	0.5	0.4

(※1) 小売電気事業単体での現預金残高が把握困難な場合は、事業者全体としての現預金残高を、売上高ベースで配賦する事も可とする。

(※2) 電力販売額と現預金残高とのバランスを表す指標。事業規模（売上高）に比して、どの程度、現預金が確保されているかを把握するための参考情報となる。

(※3) 親BGと子BGの契約内容に応じて記載する。

(※4) 電力販売額とインバランス支払額とのバランスを表す指標。電源確保が適切に実施できているかを把握するための参考情報となる。

セルフチェック・定期報告の対象者①

- 「持続可能な事業運営のため、小売電気事業者が事業の持続可能性を定期的にセルフチェックする」という趣旨を踏まえると、**原則、全ての小売電気事業者**を「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」の**提出対象者にすべき**と考えられる。
- 一方で、**効果的・効率的な制度運用も重要**である。
- まず、**みなし小売電気事業者は**、特定小売供給義務が課せられており、毎年、業務及び経理に関する国の監査を受ける必要があるなど、**他の小売電気事業者よりも事業運営について一段と厳しく確認**されている。そのため、みなし小売電気事業者に対して、更にセルフチェック・定期報告を求める必要性は薄いと考えられることから、**「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要**としてはどうか。
- また、**需要家がない小売電気事業者についても**、保護すべき需要家がおらず、社会的負担に繋がる可能性が低いため、**「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」ともに提出不要**としてはどうか。（ただし、需要家を獲得する見込みが立った場合は、その段階で提出対象とする。）

- その上で、四半期ごとに報告が必要な「資金の概況」については、事業者の実務負担も踏まえ、安定的な財務基盤が確保されていると推定される小売電気事業者は提出不要としてはどうか。
- 具体的には、以下の2要件のいずれかを満たす場合は、次の四半期の「資金の概況」について提出不要としてはどうか。
- ただし、これらの要件を満たした小売電気事業者であっても、例えば、一般送配電事業者から「インバランス料金の未収リスクに備えた保証金」を求められた場合など、国が必要と認める場合は、「資金の概況」の提出を求めることとする。
- なお、これらの要件は、今後の制度運用状況等を踏まえて、適時に見直すこととする。

要件		趣旨
①	小売電気事業者自身の <u>資本金が5億円以上</u> であること。 また、当該事業者の <u>計算書類</u> について、「 <u>継続企業の前提に関する注記</u> 」が無く、かつ、「 <u>無限定適正意見</u> 」が表明されていること。	● 小売電気事業者自身の<u>資本金が5億円以上</u>の場合、当該事業者は、計算書類について<u>会計監査人による監査</u>を受けることとなっている。 ● その上で、当該計算書類について、①「<u>継続企業の前提に関する注記</u>」が無く、かつ、②<u>会計監査人が「無限定適正意見」を表明している場合は</u>、安定的な財務基盤を確保されていると推定する。
②	小売電気事業者の <u>親会社</u> が <u>上場企業等</u> であって、 <u>純資産額が50億円以上</u> であること。	● 小売電気事業者の<u>親会社</u>が、<u>機動的な資金調達が可能である場合は</u>、<u>財務面でのバックアップ</u>が期待でき、小売電気事業者の財務基盤は安定的なものであると推定される。 ● これを踏まえ、当該親会社について、金融商品取引法における<u>有価証券報告書又は四半期報告書の提出が義務づけられている上場企業等</u>であって、かつ、当該報告書で「<u>純資産額が50億円以上</u>」であれば、機動的な資金調達が可能であると推定する。 (※なお、「純資産額が50億円以上」の要件は、東京証券取引所のプライム市場の上場基準のうち、財政状態に関する基準値を参考に設定。)

セルフチェック・定期報告に対する国のモニタリング

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- 小売電気事業者が行うセルフチェック・定期報告に対する「国のモニタリング」の目的は以下の2点である。

目的①	<u>セルフチェックの実効性を高める</u> こと。
目的②	唐突な撤退の予兆がある場合、事業者に対し、 <u>需要家への早期周知等の追加的な対策を求める</u> こと。

- ①の目的を踏まえれば、例えば、国が抽出した事業者に対して、国が定期的に（例えば年1回）モニタリングすることが考えられる。具体的には、「リスク管理体制の運用状況」・「資金の概況」について、セルフチェックのエビデンスの提出等を求めることが想定される。
- また、当該モニタリングの結果は、事業者名を匿名化した上で、提出を求めたエビデンスの種類やその確認方法など、概要を公表することとしてはどうか。なお、仮に、報告内容に虚偽が判明した場合（エビデンスが存在しない場合も含む）は、必要に応じ、業務改善勧告や事業者名の公表等を行うことも考えられる。
- その上で、②の目的については、例えば、「リスク管理体制の運用状況」におけるKPIの達成状況、「資金の概況」の数値、当委員会事務局の相談窓口に寄せられた問い合わせ等の情報を総合的に勘案し、必要に応じて、事業者に対しヒアリング等を行うこととする。
- なお、国のモニタリングを効果的・効率的に行う観点から、報告様式のデジタル化（DX化）にも取り組むこととする。

- 第76回制度設計専門会合において、小売電気事業者の財務状況等に関する情報を需要家に提供することについて、ご意見があったところ。
- 昨今の小売電気事業者の事業撤退・倒産等の増加を踏まえれば、従来よりも、契約先の検討材料として、財務状況等を重視する需要家が増加することも考えられる。
- 一方で、国が小売電気事業者の財務状況等に関する情報を公表したり、国が事業者に対して公表を義務づけることは、営業上の秘密を開示することとなったり、事業者の信用を毀損することとなる可能性がある。そのため、需要家が財務状況等に関する情報を入手することの必要性との比較衡量など、慎重な検討が必要である。
- これを踏まえ、小売営業GLに次のような内容を追記することで、情報提供の促進を可能な範囲で図るとともに、虚偽又は誤解を招く方法で情報提供を行うことが「問題となる行為」であることを明確化してはどうか。

「電力の小売営業に関する指針（小売営業GL）」への追記イメージ	
望ましい行為	● 自社の財務状況等に関する情報について、可能な範囲で、ホームページやパンフレット、チラシ等を通じて需要家に分かりやすく情報提供することが望ましい。
問題となる行為	● 小売電気事業者が、虚偽又は誤解を招く方法で、自社の財務状況等に関する情報を提供することは、問題となる。

①検討の背景

①「事業開始時」に関する論点

②「事業開始後」に関する論点

③「事業撤退時」に関する論点

④参考資料

事業撤退時に関する検討内容

- 小売電気事業者が事業撤退をするにあたり、需要家の保護や社会的負担の抑制を図るためには、十分な周知期間の確保や、インバランス料金等の未払いの抑制などに取り組むことが必要。
- まず、インバランス料金等の未払いの抑制に向けて、①大規模なインバランスの発生等の場合、一般送配電事業者が小売電気事業者に対し、必要に応じて保証金を求め、②当該保証金が支払われない場合には一般送配電事業者が託送解約を可能とする運用を検討した。
- また、十分な周知期間の確保に向けて、①小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合と、②上述の「保証金が支払われない場合の託送解約」など、小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合、のそれぞれについて、適切な周知期間の在り方等を検討した。
- さらに、周知方法・苦情処理体制など、撤退にあたっての具体的な対応等についても、これまでの撤退事例等を踏まえ、必要な検討を行った。

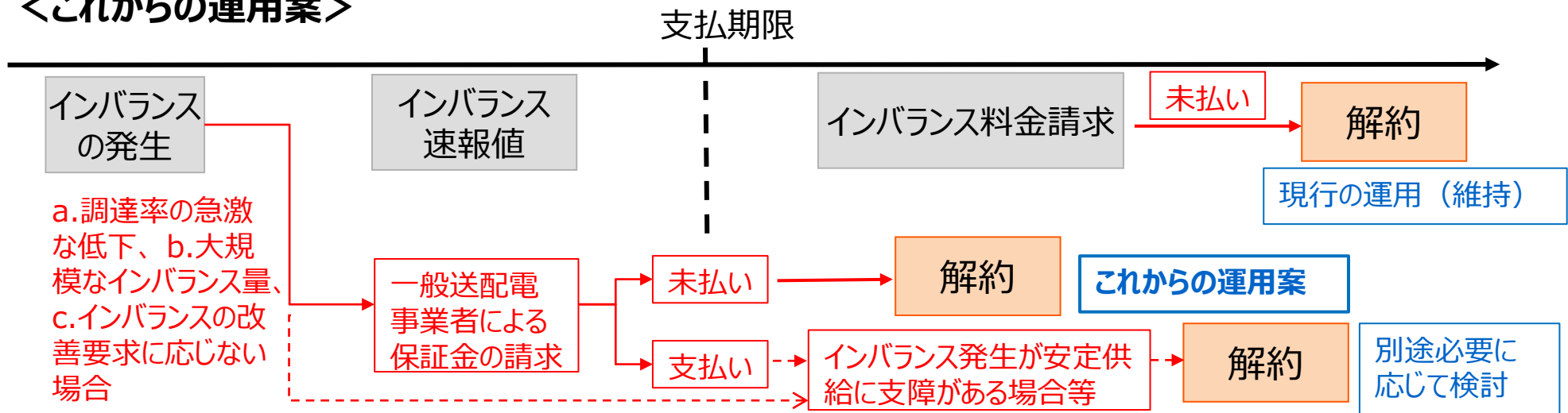
託送約款における保証金の請求事由の追加

- 小売電気事業者と一般送配電事業者が需要家へ電気を供給するために締結している託送供給契約について、小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の未払いが続く事例が散見されており、その未収額は、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況である（その金額の多くはインバランス料金）。
- 現行の託送約款の運用では、インバランスの発生からインバランス料金の支払期限の到来まで、3か月程度の期間が必要となり、その結果、インバランスが大規模になるほど、一般送配電事業者における当該料金の未収リスクが増大し、最終的には託送料金という形で、広く社会的負担を招くことになりかねない。
- しかし、現行の託送約款上、未収リスク抑制の観点から、一定の要件の下に保証金が措置されており、当該保証金を支払わない場合には一般送配電事業者が託送供給契約を解約することがある旨規定されている。このことに鑑みれば、大規模なインバランス料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減し社会的負担を抑制する方策として、保証金を必要に応じて求めることを検討すべきと考えられた。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行うこととし、一般送配電事業者が保証金を求めた結果、小売電気事業者が当該保証金を支払わない場合、当該未払いを理由に解約することは許容されることとする。

託送約款における保証金の請求事由の具体的運用

- 約款の上記運用に当たっては、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、b.インバランス量が大规模であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めることとする。
 - ※ ただし、発電量調整供給契約の契約者（「発電契約者」）については、小売電気事業者の未収リスクに備える本件議論と同列には整理できないため、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定は、ひとまず現行託送供給約款上の接続供給契約の契約者に関する保証金規定についてのみ行うこととする。
- なお、上記運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響や大規模な未収リスクの抑制という趣旨に鑑み、保証金を求める必要性及び小売電気事業者のインバランス発生に係る事情も十分に考慮した上で慎重に行うことが妥当であり、一般送配電事業者による保証金請求の運用については、電力・ガス取引監視等委員会においても適切に監視を行うこととする。

<これからの運用案>



【参考①】インバランス発生を理由とする解約

- 一般送配電事業者の解約事由として、小売電気事業者が「頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき」（計画値同時同量に違反したとき）が託送供給等約款に規定されており、一般送配電事業者は、小売電気事業者が違反した場合、インバランス料金の未収が生じる前に解約することも可能ではある。
- 一方で、計画値同時同量（インバランスを出さないこと）は、小売電気事業者に託送供給等約款上求められている一般的な役割と言え、どのような場合に託送契約の解約が許容されるのか、という点については、一般送配電事業者の未収リスク抑制の観点とは別に、系統全体の安定供給確保の観点等から検討すべき性格の論点ではないか。

託送供給等約款（東京電力パワーグリッド株式会社）

54 解約等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

(中略)

ハ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当し、当社が契約者、発電契約者または需要抑制契約者にその改善を求めた場合で、43（適正契約の保持等）に定める適正契約への変更および適正な使用状態、発電状態または需要抑制状態への変更に応じていただけないとき。

(中略)

(ロ) 接続供給の場合で、頻繁に接続対象電力量と接続対象計画電力量との間に著しい差が生ずるとき。

【参考②－1】保証金の請求事由

- 現行の託送供給等約款上、未収リスク抑制の観点から、①料金の支払い延滞、②新たな供給開始、③契約電力等の増加の場合に、一般送配電事業者は必要に応じて保証金を求めることができるが、インバランスが大幅に増加等していることを理由に保証金を求めることは明示されていない。
- しかし、未収リスク抑制の観点から保証金が措置されていることに鑑みれば、大規模なインバランス料金が急増する可能性がある場合に、当該料金債権の未収リスクを低減する方策として、保証金を必要に応じて求めることを検討すべきではないか。
- 具体的には、インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定を行ってはどうか。
- また、約款の運用に当たっては、a.調達率が急激に低下するなどしてインバランス量が急増し、b.インバランス量が 대규모であり、c.一般送配電事業者によるインバランスの改善要求に小売電気事業者が応じない場合に、一般送配電事業者の判断で必要に応じて保証金を求めることとしてはどうか。
- なお、上記の運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当ではないか。

託送供給等約款（東京電力パワーグリッド株式会社）

35 保証金

(1) 契約者の場合は、次によります。

イ 当社は、料金の支払いの延滞があった契約者、または新たに接続供給を開始し、もしくは契約電力等を増加される契約者から、接続供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

ロ 保証金の預かり期間は、2年以内といたします。

ハ 当社は、接続供給契約もしくは振替供給契約が消滅した場合または支払いの延滞が生じた場合には、保証金を契約者の支払額に充当することがあります。

ニ 当社は、保証金について利息を付しません。

ホ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても接続供給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。ただし、ハにより支払額に充当した場合は、その残額をお返しいたします。

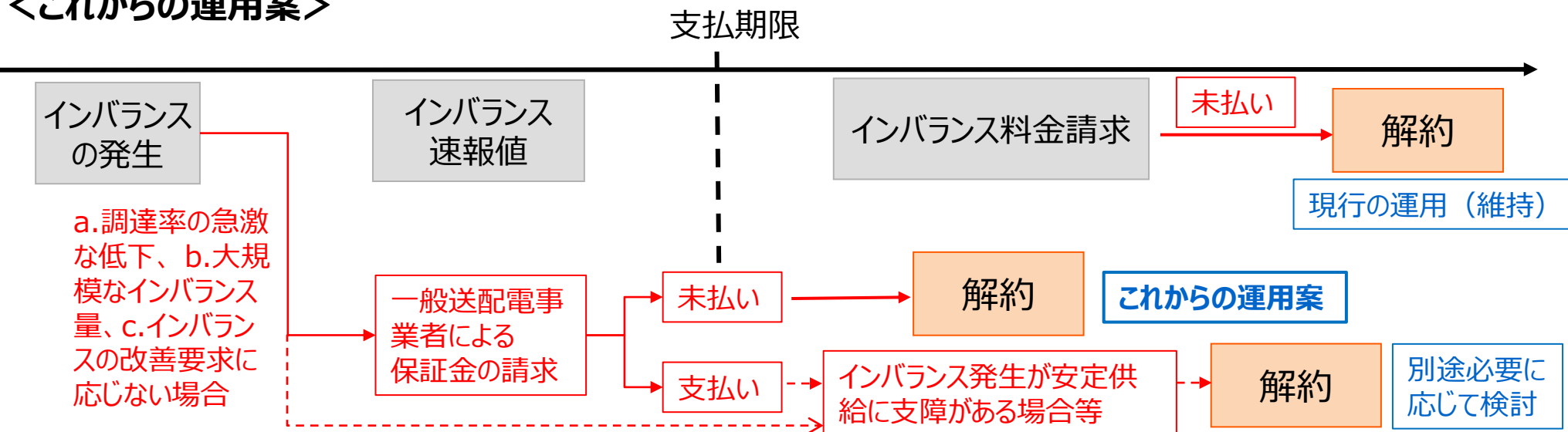
【参考②－２】 保証金の請求額

- また、保証金として求めることができる額は、現行約款上、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」と規定されている。
- インバランス料金の未収リスクに備える観点からは、予想インバランス料金を一律に求めることとするとも考えられる。
- 他方、インバランス量を想定することは困難であると考えられ、また、インバランス料金が小売電気事業者にとって過大な負担になる場合もあると考えられる。
- そこで、**小売電気事業者の事業継続への影響に鑑み、「予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲」として求める額については、過大とならないよう一般送配電事業者において慎重に検討の上、設定することとしてはどうか。**

【参考③】保証金未払いを理由とする解約

- 小売電気事業者が保証金を支払わない場合、一般送配電事業者は託送供給契約を解約することがある旨約款上規定されている。
- そこで、大規模な未収リスクを抑制し、社会的負担の増大リスクの抑制を図る観点から、一般送配電事業者が保証金を求めた結果、小売電気事業者が支払わない場合、当該未払いを理由に解約することは許容されると解することが適当ではないか。

<これからの運用案>



託送供給等約款（東京電力パワーグリッド株式会社）

54 解約等

(1) 当社は、次の場合には、接続供給契約、振替供給契約、発電量調整供給契約または需要抑制量調整供給契約を解約することがあります。

(中略)

□ 契約者、発電契約者または需要抑制契約者が次のいずれかに該当する場合

(中略)

(ハ) この約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、**保証金**、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この約款から生ずる金銭債務をいいます。）を**支払わない場合**

【参考④】保証金の請求事由についての具体的整理①

- 今般の託送供給約款上の保証金の請求事由の追加は、
①託送契約について小売電気事業者によるインバランス料金や託送料金の一般送配電事業者10社合計の未収額が、2020年4月から2022年4月までの2年間で約450億円に上る状況（その金額の多くはインバランス料金）であり、
②その未収額の多くが、特定の小売電気事業者によるものであり、
③当該小売電気事業者は、相応の販売電力量を持ちながら、あるときからほぼ全量をインバランスに依存する状況になった上で、一般送配電事業者による改善要請に反してインバランスに依存した事業を継続し、未収金を更に増大させた上で事業を撤退した、ということに鑑み、未収となるリスクが極めて高い小売電気事業者について、最終的な未収金額が巨額となることを抑制することを主眼とするものである。
- かかる趣旨を踏まえると、燃料制約などに伴い、市場への売り入札が減少して売り切れ状態が継続したことに起因して、時間前市場を含めて不足分の調達をしようにもできなかった場合などは、個々の事情に応じて判断すべきものではあるため一律に運用上除外するものではないが、一般には、それだけをもって未収リスクが極めて高くなっている状況とは評価できないと考えられ、一般送配電事業者においては、そうした小売電気事業者のインバランス発生に係る事情も十分に考慮した上で運用を行う必要があるのではない。

【参考④】保証金の請求事由についての具体的整理②

- また、発電量調整供給契約の契約者（「発電契約者」）については、発電事業者が架空の発電計画を提出するなどして、意図的にインバランスにほぼ全量依存して供給するということが論理的には考えられる。しかし、そのような行為は系統全体の安定供給確保の観点等からの措置を検討すべき問題であり、小売電気事業者の未収リスクに備えるための本議論と同列には考えられないこと、また、に留発電設備を有する小売電気事業者がそうした行動をとった上で事業を撤退するなどして未収金が増大する場面も想像しがたいこと意が必要である。
- また、発電契約者については、変動型再エネの発電インバランスが予測外れなどの理由により増大した場合など、個々の事情に応じて判断すべきものではあるが、一般にはそれだけをもって未収リスクが極めて高くなっているとは評価できない事情によるインバランスの発生も想定し得るところであり、かかる観点からの検討も必要になると考えられる。
- そのため、**インバランス料金の未収リスクに備えた保証金を求めることができる旨を明記する約款改定は、ひとまず現行託送供給約款上の接続供給契約の契約者に関する保証金規定についてのみ行う**こととし、発電契約者については今後未収リスクに備える必要のある事例が生じた場合には、改めて上記約款改定の要否及び運用上の論点について議論することとしてはどうか（※）。
※ 需要抑制量調整供給契約の需要抑制契約者についても同様。

【参考④】保証金の請求事由についての具体的整理③

- なお、大規模と言いがたいインバランスに今回の整理を適用することは、前回会合における「運用に当たっては、小売電気事業者への事業継続への影響に鑑み、保証金を求める必要性を一般送配電事業者において慎重に検討した上で行うことが妥当」とした整理にも反すると考えられる。
- 前回会合の議論も踏まえ、上記の各点を含む一般送配電事業者による保証金請求の運用については、電力・ガス取引監視等委員会においても適切に監視を行うこととしてはどうか。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間①

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- 低圧の契約切替においては、通常、スイッチング支援システムを利用することになるが、原則としてマッチング日から起算して1営業日（※スマートメータへの取換えが未了の場合は8営業日）に2暦日を加えた日以降であれば切替が可能である（送配電等業務指針第254条第3項）。
- その上で、契約切替手続のほか、需要家が切替先を検討して申し込むための期間を十分に確保する必要がある。
- これらを踏まえ、**30日以上の周知期間が必要**と考えられるのではないかな。
（※なお、他法令の例として、電気通信事業法でも、原則として休廃止する日の前日から起算して30日前までの周知が必要とされている。）
- ただし、需要家の契約切替に必要な期間等を考慮して、**より長い周知期間を確保すべきと考えられるケースも**考えられる（詳細は次スライドを参照）。

「小売電気事業者が撤退時期を決定できる場合」の周知期間②

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- 数万件～十数万件の低圧契約を有する小売電気事業者が撤退した際、撤退公表から2ヶ月経過した後も、数千件の契約が切替を完了していないケースが複数発生した。
- また、特別高圧や高圧の小売供給契約においては、中途解約や更新拒絶の通知期間として、3ヶ月と定められている例が見られる。その理由について、新電力に対してヒアリングを行ったところ、「特別高圧や高圧では（一般送配電事業者や需要家の設備状況等によって異なるものの、）契約切替手続き自体に1か月以上かかるケースもあり、さらに、需要家が切替先を検討する期間も低圧に比べて長く必要となるため」との回答があった。
- 特に、官公庁等では、電力の調達を行う際に入札が必要であり、入札を含めた契約切替手続きにかかる期間を考慮する必要がある。
- これらを踏まえると、より長い周知期間を確保する必要がある可能性が高いケースとして、「1万件以上の契約を解除する場合」「特別高圧・高圧の契約を解除する場合（※なお、同時期に低圧の契約も解除する場合は、低圧の需要家に対しても周知すべきである。）」「需要家側で入札手続が必要となる場合」などが挙げられるのではないかと。また、これらのケースでは、90日以上の周知期間が適切と考えられるのではないかと。
- これらを踏まえ、必要な周知期間を担保するべく、制度的措置の検討を進めることとしてはどうか。

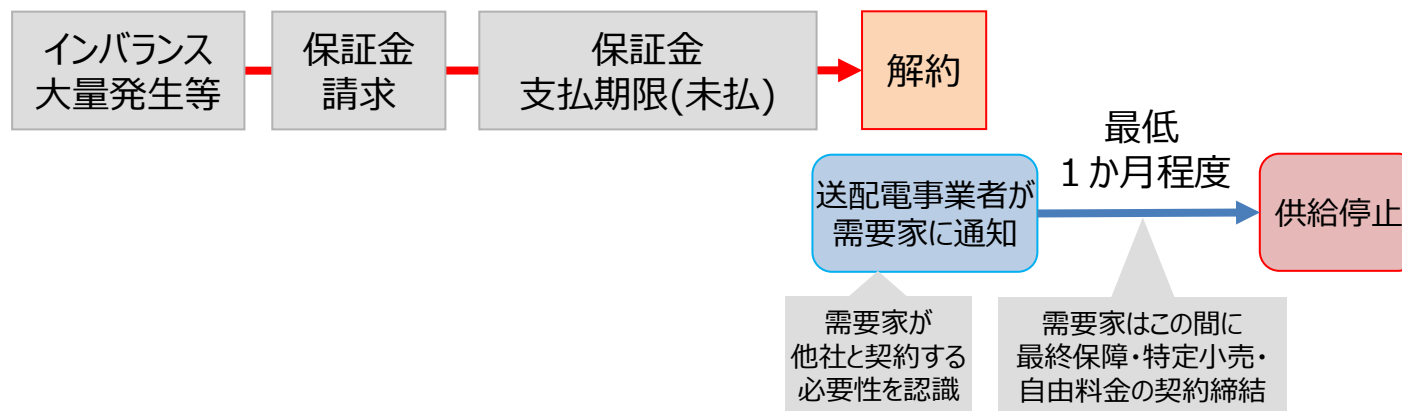
「小売電気事業者が撤退時期を決定できない場合」の需要家通知

- 現行の小売営業GLでは、託送解約の際、一般送配電事業者が行うべき行為に関しては記載がある一方で、小売電気事業者が行うべき行為は明確ではない。
- 小売電気事業者は、託送解約の時期を自ら決定できないものの、需要家に情報提供を行うことのできる重要な主体であると考えられる。そのため、託送解約が避けられない状況になった場合、一般送配電事業者のみならず、小売電気事業者からも需要家に速やかに周知することで、需要家が契約切替を行うための期間をより長く確保することが可能となる。
- その上で、小売電気事業者が一般送配電事業者から解約予告通知を受けたものの、託送解約までの間に資金調達に成功し、託送解約を回避した例も存在する。そのため、小売電気事業者に対して常に早期の周知を求めた場合、託送解約を回避して事業を継続する余地を奪うことになる可能性がある。
- そこで、小売営業GLでは、小売電気事業者は、託送料金等（インバランス料金や保証金を含む）の未払いなどによって託送解約がなされる可能性を認識した場合であって、資金調達など託送解約を回避するための措置を講じることが出来る見込みが無いと自ら判断した場合は、需要家に速やかに周知することを求めているかどうか。
- 具体的には、上記の場合において需要家に速やかに周知しないことは「問題となる行為」と規定してはどうか。

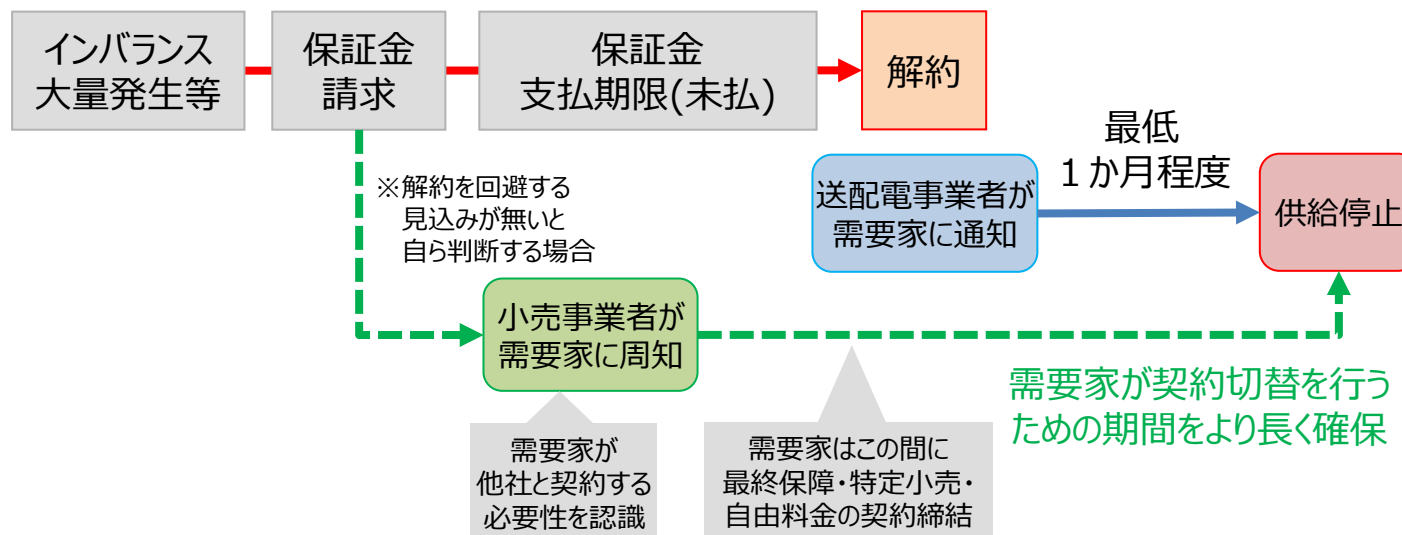
【参考】小売電気事業者からの通知のイメージ（保証金の未払いの場合）

2022年10月25日 第78回 制度設計専門会合
資料4-1を事務局にて一部加工

（１）現行の小売営業GL



（２）新しい小売営業GL



小売電気事業の休廃止等を行う際の周知①

- 電気事業法施行規則第3条の1 1によれば、小売電気事業者は、事業休廃止時には、以下のいずれかの方法で適切に周知しなければならない。
 - ① 訪問
 - ② 電話
 - ③ 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
 - ④ 電子メールの送信
 - ⑤ 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法
- 小売電気事業者の休廃止等が増加していることに鑑み、休廃止時に求められる適切な周知方法について、小売営業GLで明確化する必要があるのではないか。
- 具体的には、需要家が事業の休廃止に係る情報を確実に認識できるようにすることが必要であることから、以下を小売営業GLに明記することとしてはどうか。
 - － 単に上記①～⑤の方法のいずれかを用いればよいということではなく、これらの方法の中で、連絡を受けた需要家が事業の休廃止について確実に認識するような方法を用いる必要があること
 - － 需要家が事業の休廃止について容易に認識できるよう、見やすい文字・体裁で記述する必要があること

- 事業休廃止時の周知義務等を定める電気事業法第2条の8は、小売電気事業の一部の休廃止を適用対象としていない（「2020年度電気事業法の解説」参照）。
- 他方で、特別高圧や高圧のみもしくは特定の供給エリアのみからの事業撤退といった、小売電気事業の全部の休廃止ではないものの、電気事業法第2条の8第3項と同様に需要家保護が必要と考えられるケースも現実が発生している。
- 電気事業法第2条の8第3項に定める「事業を休止し、又は廃止しようとするとき」に該当しない場合についても、適切に周知させないことにより電気の使用者の利益を阻害すると考えられる場合には、電気事業法第2条の8第3項の場合と同様に、周知の措置をとることが必要ではないか。

2020年度電気事業法の解説

第2条の8においては、「小売電気事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは」と規定し、「全部又は一部を休止し、又は廃止したとき」と規定していないが、小売電気事業については、①平成26年改正前における一般電気事業とは異なり、供給区域が存在しないため、その供給区域の一部について事業を休止又は廃止するといった事態が想定されないこと（小売電気事業者の小売供給の相手方が減少して事業規模が縮小することは想定され得るが、これはあくまで自由競争の結果であり、小売電気事業者の意思によって事業の一部を休止したものではない）、また、②電気通信事業等のように複数のサービス（例えば電気通信事業であれば、インターネットプロバイダサービスや携帯電話サービス等様々なサービスが存在する）を提供する事業とは異なり、提供するサービスの種類が「電気の供給」のみであるため、その提供するサービスの一部を休止し、又は廃止するといった事態が想定されないこと等の理由から、そもそも「小売電気事業の一部」を観念し得ないためである（なお、平成26年改正前における特定規模電気事業についても、同様の整理とされている。）。

苦情・問合せの処理体制

- 小売電気事業者は、小売供給の業務の方法又は小売供給に係る料金その他の供給条件についての需要家からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない義務を負う（苦情等処理義務。電気事業法第2条の15）。
- 今年4月以降、小売電気事業の休廃止を行おうとした小売電気事業者に関し委員会事務局の相談窓口にて、「小売電気事業者に問い合わせようとしているが電話が繋がらない」等の相談が寄せられた（※）。

※ 小売電気事業者が事業の休廃止を公表したことを契機に、当該小売電気事業者の処理能力を超える数の苦情・問合せが殺到したことが原因であり、委員会事務局より体制の改善を指導。

- 小売営業GLにおいて、特に、需要家からの苦情・問合せが増加するタイミング（事業の休廃止や料金改定等）について、苦情等の増加を適切に予測し、必要に応じ苦情等の処理体制を見直すこと等が適切であり、そうした対応を怠ることを「問題となる行為」として整理してはどうか。

電気事業法第2条の15

小売電気事業者は、当該小売電気事業者の小売供給の業務の方法又は当該小売電気事業者が行う小売供給に係る料金その他の供給条件についての小売供給の相手方（当該小売電気事業者から小売供給を受けようとする者を含み、電気事業者である者を除く。）からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない。

小売電気事業者と需要家との間で解約を行う際の対応

2022年10月25日
第78回 制度設計専門会合
資料4-1より抜粋

- 第76回制度設計専門会合において、小売電気事業の休廃止時（事業者側からの解約時）の具体的な周知方法について、御議論を頂いた。その上で、今回、需要家側から解約する場合についても、必要な対応をあわせて検討した。
- 需要家側から解約の申出があった場合、その内容によっては、**解約の種類・範囲・時期等の条件が複雑になることも想定**される。そのため、需要家と小売電気事業者の間で、**解約内容について確実に認識共有できるようにすることが重要**である。
- そのため、小売電気事業者が、需要家から**解約やそれに関連する問い合わせ等を受ける際には**、需要家の利便性を確保しつつ、確実な認識共有を可能とするため、**複数の方法**（例：WEB、メール、郵送、電話等）**を利用可能とすることが望ましい**旨を、小売営業GLに規定してはどうか。

④検討の背景

①「事業開始時」に関する論点

②「事業開始後」に関する論点

③「事業撤退時」に関する論点

④**参考資料**

小売電気事業に関する英国と日本の制度比較 (2022年8月時点)

2022年8月30日
第76回 制度設計専門会合
資料3より抜粋

- 英国・日本とも、小売電気事業は自由化されているが、制度比較は以下のとおり。

		英国	日本
近年の動向		● 歴史的には、事業者間の競争を促進し、電気料金の低廉化を推進。 ● 一方、事業者数がピーク（約70者）に達し、2019年から事業者破綻が相次いだことから、政策の軸足は、「安定供給の確保」や「需要家保護」に移行。	● 2013年より、以下を主目的とした電力システム改革に着手。 ①安定供給の確保 ②電気料金の最大限抑制 ③需要家の選択肢や、事業者の事業機会の拡大 ● エネルギー価格の高騰などに伴って、小売電気事業の休止・廃止等が増加傾向。
小売電気事業者数		● 約22者（2022年3月時点）	● 738者（2022年6月時点）
参入規制	ライセンス制度等	● 許可制	● 登録制
	参入要件	● 市場参入の提案内容に適切なリソースを有していること（参入後に予想される事業リスクを管理するための資金の保有証明、事業拡大に伴うリスク管理計画の有無、ヘッジおよびCFの管理計画など）、など。	● 必要な供給能力を確保できる見込みがある者、など。
	拒否要件	● 経営者の不適格性、Ofgemによるコンプライアンス措置の対象者、申請にあたっての不十分な情報提供、虚偽情報の提供等を行った者	● 必要な供給能力を確保できる見込みがないと認められる者 その他の電気の使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者
事業開始後のモニタリング		● 「顧客供給継続計画」(CSCP:2020/11に導入、顧客数・規模、顧客との契約内容等を記載し、マイルストーン評価やOfgemからの要求の都度報告) ● マイルストーン評価（顧客数5万件・20万件に達する都度、Ofgemにより必要な確認を実施し、措置が完了するまで顧客獲得を一時停止） ● 独立監査（小売事業者の財務健全性等につき不定期に実施） ● 2021年からストレステスト等を導入し、事業者の財務健全性等をOfgemがレビュー。	● 電力取引報（販売電力量、契約口数等は毎月報告） ● 日本においては規制料金に関する監査を実施
事業者撤退時の需要家保護に係る措置		● 特別高圧・高圧・低圧の全部門に関し、ラストリゾート指令に基づき、Ofgemが、事業者撤退時の需要家の受け皿となる代替りの事業者を予め指定。	● 小売営業GLにおいて、事業者に対し、撤退時の需要家への事前説明等を要求。 ● さらに、需要家がどの小売電気事業者とも契約出来ない場合は、一般送配電事業者による最終保障供給等を実施。

英国・Ofgemの小売許可審査に関する調査結果（2022年8月時点）

提出書類	● 預金残高証明書、役員や株主等の主要な利害関係者に係る情報など。
審査要件	● 自己資本比率に係る要件などの一定基準有り。 ● 想定される電力供給量と組織規模を踏まえ、必要な資本金額を個別に指定。 ● 基本的に、エネルギー事業のみが審査対象。一方で、エネルギー以外の事業活動を行っている事業者について、事業別の財務情報を分割することが困難な場合は、全社での財務情報を対象として審査。
参入申請に必要な主要情報	● 事業計画（2年） ● 財務予測、資金調達、リスク管理戦略（2年） ● 事業に関する資金調達エビデンス（少なくとも1年）
その他	● 企業再編等で小売電気事業が買収・譲渡される場合やライセンス譲渡にあたっては、新たに許可を取得する必要はないが、譲渡元事業者は、Ofgemに対してライセンスの譲渡について申請し、譲渡先事業者について「需要家に対する供給能力」や「財務的な実行可能性」等の確認を受けた上で、Ofgemの同意を得る必要あり。

英国・Ofgemのストレステストに関する調査結果（2022年8月時点）

目的	● ①電気料金が高くなる状況が発生するか、②需給逼迫の際にも供給可能か、を確認。
確認事項	● 主な顧客等の状況、資金調達先、主要なキャッシュフローなど。
実施方法	● 通常の需給バランスの場合と、需給逼迫の場合の各々のリスクシナリオに対して、シミュレーションを実施。 ● テンプレートはOfgemが作成し、小売事業者に展開。小売事業者は、シミュレーション結果をOfgemに報告。 ● 確認頻度は、通常年1回。一方で、市場の変動が激しい場合などは、年3～4回になる可能性有り。 ● 現在、ストレステストの方法はアップデートが進められており、より厳格化する方向で検討中。
使用する情報	● 顧客に供給する電気の量 ● 資本金 ● 親会社からの資金提供状況、債権者に係る情報 など
結果の公表など	● 現時点では、ストレステストの結果は公表せず。 ● 確認結果について、Ofgemと協業するコンサルタント等を除き、第三者による監査や検証は実施せず。
結果の活用方法	● ストレステストに不適合の場合、ライセンス条件における罰金を課すことその他、ライセンスの取り消しも議論中。 ● 現時点で財務状況が健全な事業者についても、需給逼迫シナリオにおけるストレステストに不適合の場合、Ofgemが、その要因を検証し、事業者に変更を加えるよう要請。
その他	● Ofgemでは、TSOであるNational Gridの人員も含めて、20～30人体制でストレステストを実施。 ● ストレステストの実施にあたって非協力的な事業者についてはライセンスの取り消しを実行。